

## 常勤役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、東京信用保証協会（以下「本協会」という。）の常勤役員（常勤の理事及び監事をいう、以下同じ。）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、報酬月額及び諸手当とする。

2 常勤役員の諸手当は、理事については理事手当、通勤手当及び上期・下期手当とし、監事については、監事手当、通勤手当及び上期・下期手当とする。

### (報酬月額)

第3条 常勤役員の報酬月額は、役位に応じて次の各号のとおりとする。

一 理事長	1,050,000円
二 専務理事	940,000円
三 常務理事	867,000円
四 理事	800,000円
五 監事	800,000円

2 理事長は、現に受けている報酬月額を受けるに至ったときから、その報酬月額について12ヶ月を下らない期間を勤務した常勤役員の報酬月額を昇給させることができる。但し、理事長が特別の事情と認めた場合には、12ヶ月未満であっても昇給させることができる。

3 専務理事以下の役位の報酬月額は、第1項に掲げる直近上位者の報酬月額を超えることはできないものとする。

### (理事手当、監事手当)

第4条 理事手当の月額は、報酬月額に100分の24を乗じて得た額とする。

2 監事手当の月額は、報酬月額に100分の19を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員が本協会に通勤するために交通機関等を利用する場合は、職員  
の扱いに準じ、給与規程に定める通勤手当を支給する。

(上期・下期手当)

第6条 上期・下期手当は、6月1日及び12月1日(以下「支給基準日」とい  
う。)に在任する常勤役員に、6月(以下「上期」という。)及び12月(以下  
「下期」という。)に、それぞれ次の各号のとおり支給する。

- 一 上期手当 (報酬月額+理事手当(監事にあつては監事手当))×月数
- 二 下期手当 (報酬月額+理事手当(監事にあつては監事手当))×月数

2 前項第一号及び第二号における月数は、資産及び収支状況に加え民間企業、  
公務員の水準等を勘案して理事長がこれを決定する。但し、職員に対する支給  
月数以下とする。

3 支給基準日以前6ヶ月の期間における在任期間が5ヶ月未満の場合に支給  
する上期・下期手当は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出し  
た額に対して、次の表の左欄の期間に応じて右欄の割合を乗じて得た額とする。

在任期間	割合
4ヶ月以上5ヶ月未満	6分の5
3ヶ月以上4ヶ月未満	6分の4
2ヶ月以上3ヶ月未満	6分の3
1ヶ月以上2ヶ月未満	6分の2
1ヶ月未満	6分の1

(報酬月額等の支給日)

第7条 報酬月額、理事手当、監事手当、通勤手当、上期・下期手当の支給日は、  
職員に準じた日とする。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年9月1日に施行する。